

J 建築検査センター適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この適合証明業務手数料規程（以下「規程」という。）は、株式会社J建築検査センター（以下「当機関」という。）が独立行政法人住宅金融支援機構との間に締結した適合証明業務に関する協定書（平成30年4月1日）第10条第1項に定める適合証明業務に係る手数料（以下「適合証明業務申請手数料」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の区分等)

第2条 適合証明業務の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別表各区分に応じた額の手数料を納めなければならない。

(手数料の減額)

第3条 当機関は、第2条に定める料金の減額については、別途協議できるものとする。

(手数料の収納方法)

第4条 適合証明業務申請手数料の収納方法は、現金または当機関の指定する口座への振込みとする。

2 前項の振込による金融機関への手数料は申請者の負担とする。

(手数料の支払期日)

第5条 申請者が納付する支払期日は、申請受付日の翌日から5日以内とする。ただし、申請者と別途協議により合意した場合には、他の支払期日を定めることができる。

(手数料の返還)

第6条 申請者の都合により、適合証明業務の申請の取下げを行ったときは、一度収納した当該手数料は返還しない。

2 申請者が業務約款の契約に違反したことに付き、当機関が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは一度収納した適合証明業務手数料は返還しない。

3 当機関が業務約款の契約に違反したことに付き、申請者が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは一度収納した適合証明業務手数料は返還する。

(再発行手数料)

第7条 適合証明書の再発行手数料は、10,000円（消費税別途）とする。

(雑則)

第8条 当機関は、第2条で定める手数料について市場価格等を勘案し、当機関役員会の承認により変更することができる。

2 当機関は、上記により変更した場合は、遅滞なく独立行政法人住宅金融支援機構へ届け出るとともに、当機関ホームページにより周知を行う。

附則

この規程は、独立行政法人住宅金融支援機構と適合証明業務に関する協定を締結した日より実施する。

この規程は、平成 22 年 7 月 5 日より一部改定し、施行する。

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日より一部改定し、施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より一部改定し、施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より一部改定し、施行する。

この規程は、平成 29 年 2 月 13 日より一部改定し、施行する。

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日より一部改定し、施行する。

別表 1-1

新築住宅 一戸建て等（フラット 35・財形住宅融資）

融資区分		単独申請	確認併願	評価併願	
一般（フラット 35）	設計	21,600	10,800		
	中間	21,600	10,800	5,400	
	竣工	21,600	10,800	5,400	
優良（フラット 35S）	設計	32,400	16,200		
	中間	32,400	16,200	8,640	
	竣工	32,400	16,200	8,640	
竣工済特例	一般	設計	43,200	21,600	
		竣工	43,200	21,600	
	優良	設計	54,000	27,000	
		竣工	54,000	27,000	

※1：「重ね建て」又は「連続建て」の場合、住戸数が3以上の場合は「5,400円/（住戸数-2）」が加算されます。

※2：優良区分の料金は、1分野に対する検査手数料です。複数選択する場合は「5,400円/（選択分野数-1）」が加算されます。

※3：耐震性を選択する場合で、単独申請の場合又は確認併願で4号特例物件は別途確認申請手数料に基づく構造審査手数料の半額が追加されます。

別表 1-2

新築住宅 共同建て（フラット 35・財形住宅融資）

融資種類				単独申請	確認併願	評価併願
登録マンション以外	一般	設計	基本料金	32,400	16,200	
			住戸加算	2,160	1,080	
		竣工	基本料金	32,400	16,200	5,400
			住戸加算	4,320	2,160	1,728
	優良	設計	基本料金	64,800	32,400	
			住戸加算	2,160	1,080	
		竣工	基本料金	64,800	32,400	10,800
			住戸加算	4,320	2,160	1,728
登録マンション	一般	設計	基本料金	21,600	10,800	
			住戸加算	1,728	864	
		竣工	基本料金	21,600	10,800	3,240
			住戸加算	2,592	1,296	864
	優良	設計	基本料金	43,200	21,600	
			住戸加算	1,728	864	
		竣工	基本料金	43,200	21,600	6,480
			住戸加算	2,592	1,296	864

※1：手数料は「基本料金＋（申請住戸数×住戸加算手数料）」で算定します。

※2：優良区分の料金は、1分野に対する検査手数料です。複数選択する場合は「5,400円/（選択分野数-1）」が加算されます。

※3：耐震性を選択する場合で、単独申請の場合又は確認併願で4号特例物件の場合は別途見積となります。

別表 2

賃貸住宅融資等

融資種類			単独申請	確認併願
賃貸住宅融資（省エネ住宅）	設計	基本料金	43,200	21,600
		住戸加算	1,728	864
賃貸住宅融資（サービス付き高齢者向け住宅） まちづくり融資（賃貸住宅）	竣工	基本料金	43,200	21,600
		住戸加算	2,592	1,296

※1：手数料は「基本料金＋（申請住戸数×住戸加算手数料）」で算定します。

別表 3-1

中古住宅 一戸建て等（フラット 35・財形住宅融資）

	フラット 35	フラット 35 S ※ 1
性能評価あり （他機関の性能評価も含む）	32,400	32,400
性能評価なし	48,600	54,000
旧耐震物件 [建築確認日 S56. 5. 31 以前] ※ 2	上記金額に 50,000 円加算（要、設計図書）	

※1：建築物の規模、設計図書の内容等により、別途協議する場合があります。

※2：旧耐震物件の場合の耐震評価は、①(財)日本建築センターの評定、評価書 ②耐震診断の結果報告書
③耐震改修工事を行っていて書類／現地で確認できるもの ④構造計算書で確認されたもの
⑤耐震評価基準に適合しているもの ⑥耐震基準適合証明書のいずれかがあるもの。

別表 3-2

中古住宅 マンション（フラット 35・財形住宅融資）

	フラット 35	フラット 35 S ※ 1
性能評価あり （他機関の性能評価も含む）	43,200	43,200
性能評価なし	64,800	70,200
同一棟内の他住戸検査の活用 ※ 2	10,800	—
旧耐震物件 [建築確認日 S56. 5. 31 以前]	別途見積	

※1：建築物の規模、設計図書の内容等により、別途協議する場合があります。

※2：検査機関が同一の場合のみ申請が可能です。フラット 35S の申請は利用できません。

※3：中古マンションらしくフラット 35 については、別途見積となります。

別表 4

フラット 35（リフォーム一体型）

基本料金		
事前確認（物件売買時）		48,600
計画確認適合証明		48,600
追加・減額料金		
事前確認	旧耐震物件であり、耐震評価を行う場合	21,600
	既存売買瑕疵保険の付保等により、検査の一部を省略する場合	▲21,600
計画確認	旧耐震物件であり、耐震評価を行う場合	21,600
	リフォーム工事を行う際に所管行政庁が交付する、性能向上認定住宅等の認定書を受けたもの	▲21,600

別表 5

フラット 35 リノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）

〈通常〉

基本料金		
事前確認（物件売買時）		48,600
計画確認適合証明		48,600
追加・減額料金		
事前確認	旧耐震物件であり、耐震評価を行う場合	21,600
	既存売買瑕疵保険の付保等により、検査の一部を省略する場合	▲21,600
計画確認	旧耐震物件であり、耐震評価を行う場合	21,600
	リフォーム工事を行う際に所管行政庁が交付する、性能向上認定住宅等の認定書を受けたもの	▲21,600

〈リフォーム工事後一括〉

基本料金		
計画確認適合証明		108,000
追加・減額料金		
	旧耐震物件であり、耐震評価を行う場合	21,600
	既存売買瑕疵保険の付保等により、検査の一部を省略する場合	▲21,600
	リフォーム工事を行う際に所管行政庁が交付する、性能向上認定住宅等の認定書を受けたもの	▲21,600

別表 6

リフォーム融資

区分	融資種類	料金
一戸建て等	バリアフリーリフォーム	86,400
	耐震リフォーム	86,400
	財形住宅融資リフォーム	64,800
	積立者向け融資リフォーム	86,400
マンション	バリアフリーリフォーム	129,600
	財形住宅融資リフォーム	108,000
	上記以外	別途見積

別表 7

出張費

別表 1（新築住宅）又は別表 2（賃貸住宅融資等）の場合	
建築確認検査業務「確認出張費規程」を準用する。	
上記以外の業務	
東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県内	0円
それ以外	別途見積